

令和4年7月20日
市長定例記者会見資料
八戸市福祉部福祉政策課

青森県パートナーシップ 宣誓制度利用者への 市行政サービス提供等について

概要

- 令和4年2月の青森県パートナーシップ宣誓制度創設を受け、青森県が発行する「青森県パートナーシップ宣誓書受領証」(以下、「受領証」といいます。)をお持ちの方々に対する市行政サービス提供のあり方について検討
- 同時に、日常生活において相互に協力し合う関係である、一方または双方が性的マイノリティである方々を想定した市行政サービスの提供状況について調査
- 今回、それら行政サービス提供の取扱いについて整理



① 受領証の提示で新たに利用可能となるサービス	1	件
② 受領証の提示で利用手続きの円滑化が図られるサービス	4	件
③ 従来から家族・親族と同様の取扱いをしているサービス	10	件

① 受領証の提示で新たに利用可能となるサービス

市営住宅の入居申込

受領証を提示した方々も親族に準ずるものとして、市営住宅の入居申込を受付します。

➤ 令和4年7月募集分から

② 受領証の提示で利用手続きの円滑化が図られるサービス

市営霊園の申込

市営霊園の承継

り災証明書(火災)の交付(消防本部)

救急搬送証明書の交付(消防本部)

- いずれも受領証を提示することでパートナーとの関係確認が容易となり、従来よりも利用手続きを円滑に進めることができるようになります。
(ただし、聞き取りなどで受領証がなくても手続きできる場合があります。)

③ 従来から家族・親族と同様の取扱いとしているサービス

罹災(りさい)証明(火災以外)・
被害届出証明の交付

税証明の交付

住民票の写し等の交付

戸籍証明書等の交付

印鑑登録・証明書等の交付

妊娠届出・母子健康手帳の交付

入院申込書の受付(市民病院)

面会申込書の受付(市民病院)

治療・検査等に係る各種承諾書への
署名(市民病院)

救急車への同乗(消防本部)※委任状等不要

→ いずれも委任状の提出や代理人の本人確認などが必要となり、従来から
家族・親族と同様の取扱いとしています。

(受領証の提示は必要ありません。)

今後の予定

- 市民への周知を図るため、今回の内容をまとめ本日14時より市ホームページにおいて公開
- 受領証をお持ちの方を対象とした新たなサービスを提供することになった場合、随時、市ホームページにおいて情報提供
- 今後も継続して青森県パートナーシップ宣誓制度利用者に対する行政サービスの拡充に取り組む